

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（情報の提供方法）</p> <p>第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 機構が提供する統合W e b機能を利用するための端末装置（以下「統合W e b 端末」という。）からの入出力</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報の提供方法）</p> <p>第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社若しくは受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する統合W e b機能を利用するための端末装置（以下「統合W e b 端末」という。）からの入出力</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則(平成17年7月26日通知) (下線部分変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>社債等に関する業務規程(以下「規程」という。)</u>第75条の規定に基づき、発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社(以下「利用者」という。)が、<u>社債等振替業に係る利用者の業務の処理に、機構の社債等振替制度に係るシステム(以下「機構システム」という。)</u>を利用することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、<u>規程の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。</u></p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>利用者システム</u> 利用者のコンピュータ・システムをいう。</p> <p>(2) <u>統合Web端末</u> 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置をいう。</p> <p>(3) <u>Web接続</u> 利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、<u>統合Web端末を通じて行うものをいう。</u></p> <p>(4) <u>ファイル伝送</u> 利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるものをいう。</p> <p>(5) <u>オンライン・リアルタイム接続</u> ファイル伝送以外の利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法であって機構が適当と認めるものをいう。</p> <p>(利用者の機構システムの利用)</p> <p>第3条 <u>利用者は、社債等振替業に係る業務の処</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>社債等に関する業務規程第75条の規定に基づき、発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社(以下「利用者」という。)</u>が、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)</u>が行う<u>社債等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の社債等振替制度に係るシステム(以下「機構システム」という。)</u>を利用することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この規則において利用者の機構システム</u></p>

新	旧
<p><u>理において、次の各号に掲げる機構との間のデータ授受の方法により、機構システムを利用する。</u></p> <p>(1) <u>Web接続</u></p> <p>(2) <u>ファイル伝送</u></p> <p>(3) <u>オンライン・リアルタイム接続</u></p>	<p><u>の利用とは、社債等に関する業務規程及び社債等に関する業務規程施行規則の規定に基づき利用者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。</u></p> <p>(1) <u>利用者の事務所又は機構が認めた場所に利用者が設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置（以下「統合Web端末」という。）からの入出力</u></p> <p>(2) <u>利用者のコンピュータ・システム（以下「利用者システム」という。）によるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であってこの規則に定めるところによるもの（以下「ファイル伝送」という。）</u></p> <p>(3) <u>ファイル伝送以外の利用者システムによるデータ授受の方法であってこの規則に定めるところによるもの（以下「CPU直結」という。）</u></p>
<p><u>2 機構は、利用者が機構システムの利用を開始するにあたり、必要があると認める場合には、当該利用者において適切な機構システムの利用が可能であることを確認するためのテストを行うことができるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(Web接続)</u></p> <p><u>第4条 利用者は、業務の処理をWeb接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。</u></p>	<p><u>(統合Web端末)</u></p> <p><u>第3条 利用者は、業務の処理を統合Web端末からの入出力により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該統合Web端末が、利用者が業務の処理を委託している者（以下「計算会社等」という。）の端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。</u></p>
<p><u>2 Web接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>2 統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者が行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。</u></p> <p>(統合Web端末による計算会社等とのデータ授</p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(Web接続の運用等)</p> <p>第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもってWeb接続による事務の処理を行うものとする。</p> <p>2 利用者は、Web接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。</p> <p>3 利用者は、Web接続に障害が発生した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。</p> <p>(Web接続に係る費用負担)</p> <p>第6条 利用者は、当該利用者が使用する統合Web端末に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びにWeb接続のための回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)を負担するものとする。</p> <p>(回線接続)</p> <p>第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。</p>	<p>受)</p> <p>第4条 利用者が利用する統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である場合には、当該計算会社等の統合Web端末と機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の統合Web端末と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。</p> <p>(統合Web端末の運用等)</p> <p>第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって統合Web端末による事務の処理及び統合Web端末の取扱いを行うものとする。</p> <p>2 利用者は、統合Web端末の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。</p> <p>3 利用者は、統合Web端末に障害が生じた場合には、速やかに機構に連絡するものとする。</p> <p>(統合Web端末に係る費用負担)</p> <p>第6条 「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合Web端末の使用に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。</p> <p>(回線接続)</p> <p>第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はCPU直結(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)をする場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、回線接続する利用者システムが、計算会社等のシステムであるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。</p>

新	旧
<p>2 <u>回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(回線接続の運用等)</p> <p><u>第 8 条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い、善良な管理者の注意をもって回線接続による事務の処理を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>利用者は、回線接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。</u></p> <p>3 <u>利用者は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。)には、速やかに機構に連絡するものとする。</u></p> <p>(回線接続に係る費用負担)</p> <p><u>第 9 条 利用者は、回線接続のための回線設備に係る費用を負担するものとする。</u></p> <p>(各種テストへの協力)</p> <p><u>第 10 条 (略)</u></p> <p>2 <u>利用者は、前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち当該利用者側の費用を負担するものとする。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>2 <u>回線接続に係る回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。</u></p> <p>(回線接続による計算会社等とのデータ授受)</p> <p><u>第 8 条 回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである場合には、当該回線接続を介したファイル伝送等により計算会社等のシステムと機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の利用者システムと機構システムとの間で授受したのものとして取り扱う。</u></p> <p>(回線接続の運用等)</p> <p><u>第 9 条 利用者は、回線接続及びファイル伝送等による事務の処理につき、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い行うものとし、これらに関する事務を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。</u></p> <p>2 <u>回線接続の接続仕様に、やむをえない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、利用者は、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。</u></p> <p>3 <u>第 5 条第 3 項の規定は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。)について準用する。</u></p> <p>(回線接続に係る費用負担)</p> <p><u>第 10 条 「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」に定める手数料のほか、回線接続のための回線設備に係る費用は、利用者の負担とする。</u></p> <p>(各種テストへの協力)</p> <p><u>第 11 条 (略)</u></p> <p>2 <u>前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち利用者側の費用は、当該利用者側の負担とする。</u></p>

新	旧
<p>(遵守義務)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)</u></p> <p>第 12 条 <u>利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>4 <u>計算会社等の機構システムの利用に関して発生した事故等は、委託元利用者と当該計算会社等との間で解決するものとする。</u></p> <p>5 <u>委託元利用者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、前条第 1 項及び第 2 項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。</u></p> <p>6 <u>委託元利用者は、機構が計算会社等に対して、機構システムの利用に関し必要な措置を講ずることができることを、当該計算会社等に遵守させるものとする。</u></p>	<p>(遵守義務)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 3 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合 Web 端末が計算会社等の統合 Web 端末である利用者及び第 7 条第 1 項後段の規定により回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである利用者は、当該計算会社等に前 2 項の規定を遵守させるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上